

焼却灰等の放射能濃度測定結果

表1 主灰及びスラグの放射能濃度測定結果

測定機関 株式会社 むさしの計測
測定方法 放射能濃度等測定方法ガイドライン(環境省)
廃棄物等の放射能調査・測定法暫定マニュアル(国立環境研究所)
使用測定器 ゲルマニウム半導体検出器

単位:Bq/kg

施設名	試料 採取日	主灰又は流動床不燃物		
		放射性 セシウム134	放射性 セシウム137	放射性 セシウム合計
中央清掃工場	1月14日	不検出(<15)	不検出(<14)	不検出
港清掃工場	1月6日	不検出(<16)	不検出(<12)	不検出
北清掃工場	1月12日	不検出(<16)	不検出(<12)	不検出
品川清掃工場	1月21日	不検出(<14)	不検出(<12)	不検出
大田清掃工場(新工場)	1月27日	不検出(<17)	不検出(<15)	不検出
多摩川清掃工場	1月18日	不検出(<16)	不検出(<17)	不検出
世田谷清掃工場 ※2	1月26日	不検出(<15)	不検出(<14)	不検出
千歳清掃工場	1月25日	不検出(<17)	不検出(<16)	不検出
渋谷清掃工場 ※2	1月13日	不検出(<18)	不検出(<14)	不検出
杉並清掃工場	1月29日	不検出(<11)	不検出(<11)	不検出
豊島清掃工場 ※2	1月18日	不検出(<17)	不検出(<17)	不検出
板橋清掃工場	1月18日	不検出(<13)	不検出(<10)	不検出
練馬清掃工場	1月15日	不検出(<13)	15	15
墨田清掃工場	1月8日	不検出(<15)	不検出(<12)	不検出
新江東清掃工場	1月19日	不検出(<12)	不検出(<14)	不検出
有明清掃工場	1月5日	不検出(<17)	不検出(<13)	不検出
足立清掃工場	1月15日	不検出(<14)	19	19
葛飾清掃工場	1月20日	不検出(<15)	14	14

単位:Bq/kg

施設名	試料 採取日	スラグ		
		放射性 セシウム134	放射性 セシウム137	放射性 セシウム合計
世田谷清掃工場	1月26日	不検出(<12)	不検出(<9)	不検出

※1 「不検出」とは、検出下限値未満を表します。また、()内は検出下限値を表します。

※2 流動床式焼却炉であり、主灰が発生しない施設であるため、測定結果には流動床不燃物の測定値を記載しています。

※3 放射能濃度が8,000Bq/kg以下のものは、放射性物質汚染対処特措法に則り、通常の埋立処分等を行います。

※4 「-」の工場は、定期補修工事等により測定していません。

表2 飛灰及び飛灰処理汚泥の放射能濃度測定結果

測定機関 株式会社 むさしの計測
測定方法 放射能濃度等測定方法ガイドライン(環境省)
廃棄物等の放射能調査・測定法暫定マニュアル(国立環境研究所)
使用測定器 ゲルマニウム半導体検出器

単位:Bq/kg

施設名	試料採取日	飛灰		
		放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
北清掃工場	1月12日	不検出(<16)	65	65
千歳清掃工場	1月25日	不検出(<17)	51	51
渋谷清掃工場	1月13日	不検出(<11)	22	22
墨田清掃工場	1月8日	不検出(<18)	85	85

単位:Bq/kg

施設名	試料採取日	飛灰処理汚泥		
		放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
中央清掃工場	1月14日	不検出(<15)	22	22
港清掃工場	1月6日	不検出(<17)	60	60
北清掃工場	1月12日	不検出(<16)	54	54
品川清掃工場	1月21日	不検出(<18)	36	36
大田清掃工場(新工場)	1月27日	不検出(<17)	44	44
多摩川清掃工場	1月18日	不検出(<16)	19	19
世田谷清掃工場	1月26日	不検出(<17)	40	40
千歳清掃工場 ※3	—	—	—	—
渋谷清掃工場 ※3	—	—	—	—
杉並清掃工場	1月28日	不検出(<16)	20	20
豊島清掃工場	1月18日	不検出(<10)	不検出(<16)	不検出
板橋清掃工場	1月18日	不検出(<17)	41	41
練馬清掃工場	1月28日	不検出(<16)	23	23
墨田清掃工場	1月12日	不検出(<11)	59	59
新江東清掃工場	1月19日	不検出(<15)	76	76
有明清掃工場	1月5日	不検出(<16)	52	52
足立清掃工場	1月15日	不検出(<15)	61	61
葛飾清掃工場	1月20日	不検出(<16)	78	78
中防灰溶融施設	1月21日	不検出(<14)	66	66

※1 「不検出」とは、検出下限値未満を表します。また、()内は検出下限値を表します。

※2 放射能濃度が8,000Bq/kg以下のものは、放射性物質汚染対処特措法に則り、通常の埋処分等を行います。

※3 「—」の工場は、定期補修工事等により測定していません。